

認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書

施行日令和 6年 6月 1日

1. 事業主体概要

| | |
|-------------|---|
| 事業主体名 | 喜久寿会 |
| 法人の種類 | 医療法人 |
| 代表者名 | 理事長 木下 雄介 |
| 所在地 | 徳島県徳島市南末広町4番70号 |
| 他の介護保険関連の事業 | 介護医療院 木下病院 介護医療院 介護老人保健施設 平成苑 平成苑 短期入所療養介護(介護予防含む) 平成苑 通所リハビリテーション(介護予防含む) 居宅介護支援 喜久寿会居宅介護支援事業所 |
| 他の介護保険以外の事業 | 木下病院 診療科目 内科 整形外科 外科 肛門科 呼吸器科 胃腸科 循環器科 放射線科 リハビリ科 アレルギー科 リウマチ科 人間ドック 一般病棟 介護医療院 療養病棟 |

2. ホーム概要

| | |
|------|---------------|
| ホーム名 | グループホーム クローバー |
|------|---------------|

| | |
|----------------|---|
| ホームの目的 | <p>1. 認知症によって自立した生活が困難になった要介護利用者に対して、家庭的な環境と地域との交流の下で、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行う事により、安心と尊厳の有る生活を、その有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援する。</p> <p>2. 認知症によって自立した生活が困難になった要支援2利用者に対して、家庭的な環境と地域との交流の下で、食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者の生活機能の維持・向上を目指す。</p> |
| ホームの運営方針 | <p>介護保険法、並びに厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿った、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを適切な介護技術を持って提供する。利用者及びその家族に対し、サービス内容及び提供方法をわかりやすく説明する。常にサービスの質の管理、評価を行う。</p> |
| ホームの理念 基本方針 | <p>安らぎのある家庭的なケアサービスを地域交流の下提供します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 全職員が研鑽し、技術の向上を目指します。 2) 入居者様の立場に立ちサービスの向上を目指します。 3) 地域社会に開かれたホームを目指し福祉で貢献します。 |
| ホームの責任者 | 管理者 高瀬 美樹 |
| 開設年月日 | 平成17年 4月 1日 |
| 保険事業者指定番号 | 3670101835 |
| 所在地、電話・FAX番号 | <p>徳島市南末広町4番76号 (電話) 088-626-7777 (FAX) 088-626-7788</p> |
| 交通の便 | 徳島駅前より、徳島市バス末広住宅前行き南末広町中停留所下車すぐ |
| 建物概要 | <p>構造：鉄骨造り2階建 延床面積：1階 296.2 m² 2階 323.5 m²</p> |
| 居室の概要 | <p>1階、2階共通 洋室9室 13.6 m² 全室 空調、クローゼット、ベッド、カーテン付き</p> |

| | |
|--------------------|---|
| 緊急時対応方法 | 緊急時は、緊急時対応マニュアルを設け、協力医療機関 木下病院と連携をとって対応します。 |
| 防犯防災設備 避難設備等の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・非常階段設置 ・非常照明 16 箇所設置 ・誘導灯 1 箇所設置 ・階段通路誘導灯 1 箇所設置 ・自動火災報知機受診機設置（1 階職員休憩室） ・自動火災報知機副受信機設置（2 階職員休憩室） ・全館火災感知機設置 ・火災発信機 2 箇所設置 ・エレベーター地震時管制運転装置設置 ・消防計画、徳島東消防署届出済み ・徳島市消防団・沖洲消防分団との防災協定書 ・スプリンクラー |
| 事故発生時の対応 | 利用者に対する介護サービスの提供にあたって事故が発生した場合には、速やかに家族、代理人、身元引受人、利用者に係る居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者、徳島市（保険者）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、損害を賠償します。当事業所に故意・過失がない場合はこの限りではありません。 |
| 損害賠償責任保険加入先 | 株式会社 損害保険ジャパン |

3. 職員体制（主たる職員） 1 ユニットあたり

| 職員の職種 | 員数 |
|---------|-----------|
| 管理者 | 1 名 |
| 計画作成担当者 | 1 名 |
| 介護従事者 | 介護保険法に準ずる |

4. 勤務体制

| | | |
|-------|----------------------------------|-----------------|
| 昼間の体制 | 早出 7:00~16:00、 遅出 10:00~19:00 | 日勤 8:30 ~ 17:30 |
| 夜間の体制 | 夜勤 16:30 ~ 9:00 | |

5. 入居定員

1F きぼう 9名、2F さち 9名

6. 短期利用共同生活介護

各ユニットの定員の範囲内で 1 名を定員として、空いている居室を利用し短期間（30 日以内）の指定認知症共同生活介護「短期利用共同生活介護」を提供します。

7. ホーム利用にあたっての留意事項

| | |
|------------------------------------|---|
| <p>認知症対応型 共同生活介護計画 の作成</p> | <ul style="list-style-type: none"> サービスの開始に際し、個別の認知症対応型共同生活介護計画を作成するため、利用者様のこれまでの生活歴等を詳しくお教えてください。 短期利用共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、当ホームの計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成します。 |
| <p>持ち物</p> | <ul style="list-style-type: none"> お茶碗・お箸・湯のみは、ご自分の物をお持ち下さい。その他の食器はホームで用意しております。 寝具は原則持ち込みです。ご希望の方にはリースも可能です。 私物の持ち込みは基本的に自由ですが、できれば居室内で安全に生活できる範囲でお願いします。 |
| <p>ホーム内備品等</p> | <ul style="list-style-type: none"> 各部屋にカーテンは付いています。お好みの物に替えたい場合は御申し出下さい。ただし防炎加工の物に限ります。(短期利用共同生活介護利用者は除く) ホーム内の備品等は大切にご使用下さい。利用者が破損した場合は利用者負担で修理をお願い致します。 |
| <p>ホーム内の 造作替え</p> | <ul style="list-style-type: none"> ホーム内、居室内の造作替え等をすることはご遠慮下さい。 |
| <p>迷惑行為</p> | <ul style="list-style-type: none"> 騒音の発生等、他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。 他の利用者の居室への立ち入りは、承諾を得てからにして下さい。 |
| <p>居室替・ユニット替</p> | <ul style="list-style-type: none"> 利用者様の心身の状態の変化や他の利用者様とのトラブル等に応じて、居室又は、ユニットの移動をお願いすることがあります。(短期利用共同生活介護利用者は除く) |
| <p>外出・外泊</p> | <p>外出・外泊は自由ですが、職員に申し出てください。(短期利用共同生活介護利用者は外泊を除く)</p> |
| <p>面会</p> | <ul style="list-style-type: none"> 面会は自由ですが、訪問の際は受付、又は職員に声をおかけ下さい。 早朝・夜間は施錠しておりますので、インターホンにて呼び出して下さい。確認のうえ、開錠いたします。 深夜の面会のご遠慮下さい。 |
| <p>退居について</p> | <ul style="list-style-type: none"> ホームの利用を終了、または利用が困難になった場合は、退居にあたっての相談・援助をさせていただきます。短期利用共同生活介護利用者については、利用者を担当する居宅介護支援専門員との連携を図ります。 ホームを離れて1ヶ月を経過した場合、又は1ヶ月以上離れること(入院等)を予定して他所へ移転した場合は、退居していただくこととなります。(短期利用共同生活介護利用者は除く) 退居の際、居室の状態を確認させていただき、補修が必要な場合は利用者負担でお願い致します。 利用料を3ヶ月滞納した場合は退居して頂きますので、ご注意ください。(短期利用共同生活介護利用者が利用料を滞納した場合は、次回の利用をお断りすることがあります。) |

8. サービス内容および利用料等

(1) 介護保険給付サービス

| 種類 | 内容 | 利用料 |
|-----------|--|--|
| 食事 | <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望や嗜好により職員と共に考えた献立に基づいて、栄養士が利用者の身体状況・栄養のバランスに配慮して献立表を作成します。 ・利用者は職員と協力して食事の支度等を行います。 ・食費は給付対象外です。 ・食事は離床して食堂で摂っていただくよう配慮します。 | 要介護度に応じて算出します。 (省令により変動有)介護保険負担割合証により負担額が変わります。 ・1日あたりの負担額 ・要支援2 749円 ・要介護1 753円 ・要介護2 788円 ・要介護3 812円 ・要介護4 828円 ・要介護5 845円 初期加算 ・入居日から30日以内の期間 1日あたり 30円 |
| 排泄 | 利用者の状況に応じ、適切な排泄の介助と排泄の自立の援助を行います。 | 認知症専門ケア加算 (I) ・医師が判定した認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入居者について 1日あたり 3円 |
| 入浴 | 入浴、又は体調により清拭を行います。 | サービス提供体制強化加算 (I) ・勤続10年以上介護福祉士25%以上 1日あたり 22円 |
| 口腔ケア | 利用者の状況に応じ、適切な援助を行います。 | 栄養管理体制加算 ・管理栄養士が日常的な栄養ケアに係る介護職員への技術的助言や指導を行う場合。 1ヶ月あたり 30円 口腔衛生管理体制加算 ・歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合。 1ヶ月あたり 30円 口腔・栄養スクリーニング加算 ・栄養状態について確認を行い、栄養状態にかかる情報を計画作成担当者に文書で共有した場合。(6ヶ月に1回を上限) 1回あたり 20円 |
| 日常生活上のお世話 | <ul style="list-style-type: none"> ・離床：寝たきり防止の為、離床に配慮します。 ・更衣：着替えのお手伝いをします。 ・整容：身の回りのお手伝いをします。 ・寝具消毒 ・健康管理 ・居室内清掃のお手伝いをします。 ・役所手続きの代行 | 生活機能向上連携加算 ・理学・作業・言語療法士、医師が訪問し、計画作成担当者と身体状況の評価を共同して行う場合。 (I) 1ヶ月あたり 100円 (II) 1ヶ月あたり 200円 科学的介護推進体制加算 1ヶ月あたり 40円 |
| 機能訓練 | 離床援助、屋外散歩同行、家事援助等により生活機能の維持・改善に努めます。 | 退居時相談援助加算 ・グループホームを退居する利用者が自宅や地域での生活を継続できるよう相談援助し、文書で対応した場合+ 1回限り 400円 退居時情報提供加算 ・利用者が医療機関に退居する際に心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合 1回 250円 高齢者施設等感染対策向上加算 (I) 1ヶ月あたり 10円 協力医療機関連携加算 1か月あたり 100円 |
| 医師の往診の手配等 | 医師の往診の手配、その他療養上のお世話をします。 | |
| 相談及び援助 | 利用者とそのご家族からの相談に誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行います。 | |
| 医療連携体制 | 看取りに関する指針を整備し、協力病院との契約により、看護師による日常的な健康管理、通常及び特に利用者の状態悪化時における医療機関との連絡・調整、体制をとっています。 | |

| | | |
|------------------------------|---|---|
| <p>看取りについて (看取り介護加算)</p> | <p>利用者様、ご家族に「利用者様が重度化した場合における対応に係る指針」による説明を行い、ホームでの看取りについての同意をいただいた場合において対応する体制を整備しています。【死亡退居の場合はその月の請求になりますが、退居後、次月に死亡された場合は死亡月にまとめて請求されることとなります。】</p> | <p>医療連携体制加算・要介護1～5 1日あたり 37円 看取り介護加算 1日72円 (死亡日以前31～45日以下) 1日144円 (死亡日以前4～30日以下) 1日680円 (死亡日以前2日または3日) 1日1280円 (死亡日)</p> |
| <p>介護職員等処遇改善加算</p> | <p>介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算が一本化されました。</p> | <p>介護職員処遇改善加算 上記の1ヶ月小計額に0.155をかけた額(少数点以下四捨五入)</p> |
| <p>地域区分の見直し</p> | <p>介護サービスを提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を介護報酬に反映する為に地域ごとに1単価の単位が設定されました。</p> | <p>徳島市は7級地、上乗せ割合は3% 上記の1ヶ月小計額に1.014をかけた額(小数点以下四捨五入)</p> |
| <p>短期利用 共同生活介護</p> | <p>上記の介護保険給付サービスのうち役所手続きの代行は除く</p> | <p>要介護度に応じて算出します。 (省令により変動有)介護保険負担割合証により負担額が変わります。 ・1日あたりの負担額 ・要支援2 777円 ・要介護1 781円 ・要介護2 817円 ・要介護3 841円 ・要介護4 858円 ・要介護5 874円 医療連携体制加算・要介護1～5 1日あたり 37円 サービス提供体制強化加算(Ⅰ) ・勤続10年以上介護福祉士25%以上 1日あたり 22円 認知症行動・心理症状緊急対応算 (入居日から7日を上限) 200円 ・認知症日常生活度がⅢ以上であって認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者を緊急受入する場合 介護職員等処遇改善加算 上記の1ヶ月小計額に0.155をかけた額(少数点以下四捨五入) 地域区分の見直し 上記の1ヶ月小計額に1.014をかけた額(小数点以下四捨五入)</p> |

(2) 介護保険給付外サービス（料金の改定は理由を付して事前連絡致します。）

| 種類 | 内容 | 利用料 |
|--------|----------------------------|-----------|
| 家賃 | 居室利用料 | 1,000 円／日 |
| 食費 | 朝食・昼食・おやつ・夕食 | 1,150 円／日 |
| 水道・光熱費 | ホーム内の水道・ガス使用料 | 300 円／日 |
| 電気代 | 居室内に電気製品を持ち込む場合 1 品につき | 33 円／日 |
| 個人消耗費 | その他 個人で購入する品 紙おむつ、理美容代等 | 実費 |
| 娯楽費 | 遠足等で入場料が必要な場合等 | 実費 |
| 布団リース | 希望により | 100 円／日 |

※外泊・入院等でホームを空ける場合について（短期利用共同生活介護利用者は除く）

- 家賃については、全日分請求させていただきます。（布団リースも原則として請求させていただきます。）
- 介護保険給付サービス利用料、食費、水道・光熱費は丸 1 日ホームにいない日は請求いたしません。（例 2 泊 3 日した場合の間 1 日分は請求いたしません。）
- 長期間にわたりホームを空ける場合、入居者様及びご家族の同意を得て、短期利用共同生活介護の居室として利用させていただくことがあります。個人の持ち物は、ホームが責任を持ってお預かりします。）その間の家賃をはじめとする利用料(布団リースについては請求させていただく場合有)は短期利用共同生活介護利用者が負担します。

9. 協力医療機関

| | |
|-----------|--|
| 協力医療機関名 | 木下病院 徳島市南末広町 4-70 TEL 088-622-7700 診療科目 内科・整形外科・外科・肛門科・呼吸器科・胃腸科・放射線科 リハビリ科 アレルギー科 リウマチ科 人間ドック ベッド数 一般病棟 44 床・介護医療院 48 床・療養病棟 50 床 |
| 協力歯科医療機関名 | 今山歯科 徳島市福島 1-4-8 TEL 088-655-6543 井川歯科 徳島市北田宮 2-3-6 TEL 088-632-8225 |

10. 苦情相談機関

| | |
|----------------|--|
| ホーム苦情相談窓口 | 解決責任者：高瀬 美樹 TEL 088-626-7777 受付担当者 赤葉 恭子 FAX 088-626-7788 |
| ご意見箱 | ホーム玄関ホール受付横にご意見箱を設けていますのでご利用下さい。 |
| 徳島市健康福祉部高齢介護課 | TEL 088-621-5585 |
| 徳島県国民健康保健団体連合会 | TEL 088-665-7205 |
| 徳島県運営適正化委員会 | TEL 088-611-9988 |

1 1. 利用料の支払い

利用料は毎月はじめに前月の利用料等の請求書を作成します。利用者又は利用者代理人は10日までに事業所の指定する方法でお支払い下さい。退居の際は、退居日に請求書を作成しますので、遅滞なくお支払い下さい。支払いを受けたときは領収書を発行します。

短期利用共同生活介護利用料は利用終了日に作成する請求書に基づき終了当日に必ずお支払いください。支払いを受けたときは領収書を発行します。

1 2. 立て替え払いについて

御自分で金銭の管理が出来ない方には日常生活に必要な物品等を立て替え払いにて購入して毎月の利用料請求時にまとめて請求しお支払いいただく方法もあります。金銭の入出については帳簿にて記録し、請求致します。預かり金・通帳の保管はしていません。

1 3. 秘密の保持

業務上知り得た利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密・個人情報については契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。職員は退職後も利用者及びその家族、利用者代理人等に関する秘密・個人情報を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

ただし、サービス提供上必要な情報を他サービス事業所に提供することがあります。また、サービス向上の為、個人を特定できないように配慮した上で外部研修等の研究発表・事例検討等に使用させていただくことがあります。【提供・使用を希望されない方は、予めお申し出下さい。】

1 4. 個人情報の取り扱いについて

利用者の個人情報については、喜久寿会介護保険施設個人情報保護規定を設け、適正に取り扱います。規定については、受付に常備しております。記録の閲覧・謄写ご希望の方はお申し出ください、規定に則り、対応いたします。開示・謄写に必要な実費を頂きますので御了承下さい。

1 5. 身体不拘束

利用者等の生命または身体を保持するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限しません。

緊急やむを得ない場合にも、利用者またはご家族に理由を説明し、同意をいただき、その間の記録を致します。

16. 運営推進会議

事業者(医)喜久寿会の理事長が構成員を依嘱し、設置する運営推進会議にサービス提供等の活動状況を報告します。

運営推進会議は利用者、御家族、市町村職員、地域包括支援センター、地域の代表者等で構成され、当ホームからの報告事項に対する評価を行うとともに、必要な要望、助言等を行っていただきます。運営推進会議規定に則り、利用者、ご家族に構成員として、理事長より依嘱させていただきます。

当ホームは、報告、評価、要望、助言等について記録を作成するとともに、その記録について個人情報保護規定に則った上で公表をします。

17. 外部評価

グループホームは、自らその提供するサービスの質の評価(自己評価)を行うとともに、定期的に外部の機関による評価(外部評価)を受けることになっています。(ご家族等には外部機関からのアンケート等でご協力をお願いすることがあります。)また、その結果を広く公表し、常にその改善を図ることになっています。

外部評価最終実施日：令和5年11月16日

評価機関名：徳島県社会福祉協議会

結果配布先：ご家族、運営推進会議構成員

常置場所：1階窓口前、2階窓口横

18. 実習生受入

当ホームは、養成校の基本方針を基に見学・実習の場を提供し、養成校と連携して実習生教育の一端を担っています。実習生についても 秘密の保持に関して必要な措置を講じます。